

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード		3-4-2		事業名	都市景観形成地区の検討および指定事業	
担当		市)都市計画部 地域計画課 加藤美浩(211-2545)				
事業内容	全体計画（当初）					
	これまで都心部を中心に都市景観の形成上重要であると認める4地区について札幌市都市景観条例に基づき、都市景観形成地区として指定してきたが、以下の理由から、都市景観形成地区全般についての検討を行う必要がある。 ・都心まちづくり計画を踏まえ、新規地区指定や既指定地区の見直し等の検討を進める必要があること。 ・既指定の大通地区及び駅前通北街区地区については、指定から相当年(大通17年、駅北13年)経過しており、新たに指定した形成地区(札幌駅南口・北口地区)の方針・基準との整合性を図る必要があること。 ・屋外広告物法の一部改正により屋外広告物の規制が強化される方向にあり、さらに広告物担当部署は大通地区及び駅前通北街区地区に対して景観保全型広告整備地区の指定をする計画であることから、当該両景観形成地区の基準についても歩調を合わせた見直しが必要となること。		<年度別の事業内容>			
			平成16年度 ○新規指定候補地区および既指定地区の基準見直し等に係る調査研究 平成17年度 ○新規指定候補地区および既指定地区の基準見直し等に係る調査研究 ○景観法への移行について検討 平成18年度 ○新規指定候補地区および既指定地区の基準見直し等の具体的検討 ○景観法に基づく推進方策の検討			
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）			
	○「大通・札幌駅前通の都市景観の形成に関する研究」受託研究 ○都市景観形成地区パンフレット作成(大通・札幌駅前通北街区)		・新規指定候補地区および既指定地区の基準見直し等に係る調査研究(業務委託)を行った。特に、札幌駅前通については地下歩行空間の事業化に伴い沿道建物の建替えが予想されることから、景観形成も含めた諸般の事項について関係部局と協議を行った。 また、平成17年6月1日全面施行した景観法適用の検討を併せて実施した。			
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）			
	新規指定候補地区および既指定地区について、他のまちづくり計画との連携による基準等の見直し等を具体的に検討すると共に、景観法を適用した景観形成の推進方策の検討を行う。		現在、景観法に基づく景観計画を策定中であるが、前年度の調査、研究を基に、景観計画における景観上重要な地区として既指定地区を景観計画重点区域として指定する方向で検討中である。指定候補地区については、今後、さらに詳細調査を行い、関係者等と協議、調整をしつつ検討を進める。			
事業内容（量・場所・規模等）			課題			
			地区における景観形成の基準等の見直し等にあたっては、私権を制限することが考えられるため、地区住民や関係権利者等と十分に協議し、理解を求める必要がある。			
19年度以降の方向性・事業の予定						
・18年度に引き続き、指定候補地区および既指定地区について具体的に検討する。 ・景観法を適用した景観形成の推進方策を検討する。						

